

地方分権改革における議論と対応方針

1. 経緯

平成 26 年地方分権改革に関する提案募集に係る検討については、福島県、愛知県、大阪府、和歌山県、広島県、鳥取県、中国地方知事会から、水道事業等の認可に係る権限を国から都道府県に移譲する要望がなされた。（参考資料 1 参照）そこで地方分権有識者会議提案募集検討専門部会において、対応方針の検討を行った。

- ・平成 26 年 8 月 21 日：関係地方公共団体ヒアリング
[中国地方知事会（広島県）]
- ・平成 26 年 9 月 8 日：関係府省ヒアリング（第 1 次回答）
- ・平成 26 年 10 月 17 日：関係府省ヒアリング（第 2 次回答）
- ・平成 26 年 10 月 29 日：提案に関する当面の方針（中間取りまとめ）

以上における検討結果から、平成 27 年 1 月 30 日に「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。

■ 閣議決定（水道法関係部分）

以下に掲げる事務・権限（厚生労働省の所管に係るものに限る。）については、

- ① 広域化等を促進する水道事業基盤強化計画（仮称）を策定した上で、
- ② 業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、
- ③ 当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、
- ④ 都道府県内で水利調整が完結する水道事業等（都道府県が経営主体であるものを除く。）を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

※認可等の移譲の対象とする事務・権限の条文の記載については省略
（参考資料 2 参照）

2. 閣議決定の考え方

自治体からの主な要望理由（i. 都道府県が主導して水道事業の統合、広域化を推進するため必要。 ii. 国より都道府県の方がきめ細やかな指導・監督が実施できる。）には一定の合理性が認められるものの、全国的には、都道府県におい

ては監視体制が不十分である、重要施策を促進させる取組が不十分であるといった課題があり、また、複数の都道府県にまたがる河川水利権の調整は都道府県が実施することは困難であることから、上記閣議決定の条件を付した上で、条件①、②を満たす都道府県を対象に、条件④を満たす水道事業等について、条件③のとおり手挙げ方式による権限移譲を行うことが適当と判断した。

3. 今後の検討課題

水道事業等の認可権限移譲を認める条件①～④のうち①、②については、手挙げ方式により水道事業等の認可権限を移譲するに当たり、あらかじめ次に示す事項について、その具体的な内容を示しておく必要がある。

■ 検討が必要な事項（※検討詳細は資料 2－2 参照）

条件① 広域化等を推進する水道事業基盤強化計画（仮称）

- 計画の記載事項
- 確認のポイント

条件② 都道府県の業務の監視体制

- 業務の監視体制を整えるために必要な、最低限の専任職員数
- 職員における専門性の確保

4. 今後の政省令の検討、公布に関するスケジュール案

平成 27 年 9 月～11 月頃：本検討会（3 回開催予定）にて、都道府県からヒアリングを行いつつ、水道事業等の認可権限委譲に関する詳細ルールについて検討

平成 27 年 11 月頃～：政省令案のパブリックコメント実施

（提出された意見を踏まえ、必要に応じ本検討会にて議論）

平成 28 年 2 月頃：厚生科学審議会生活環境水道部会にとりまとめた結果を報告

平成 28 年 3 月：政省令の制定・公布

平成 28 年 4 月～：施行